

苫小牧市二地域居住促進事業委託業務仕様書

1 業務名

苫小牧市二地域居住促進事業委託業務

2 目的

本市は、港湾や空港を有する良好な交通アクセスに加え、夏季の冷涼な気候、多様な産業の立地、さらには様々な観光資源を有する地域であることから、都市と地方にそれぞれ拠点を持ち、自由に行き来して生活する「二地域居住」の適地であると考えている。

一方で、本市とこれまで関りのない方が、二地域居住の地として本市を選択する可能性は低く、既にワーケーションやふるさと納税、移住促進事業などを通じて本市と関わりのある方（関係人口）に対して、アプローチや施策展開が必要であると考えている。

二地域居住促進における取組を通じて、交流人口・関係人口の増加、さらには将来的な移住・定住につなげるほか、地域の担い手の確保や消費等の需要の創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出等につなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務内容

本業務は、次に掲げる項目を業務の範囲とし、必要な項目について企画提案を行うこと。

(1) 相談窓口の設置

本市への二地域居住を検討している方に対する相談窓口を設置し、問い合わせ受付やサポート等を行うこと。

なお、二地域居住については、地方の魅力と都市の利便性を享受する新たなライフスタイルとして注目されていることから、多様な相談を受け付けること。

- ア 電話、メール、ウェブフォーム等の活用
- イ 経験豊富なスタッフの配置

(2) 苫小牧エントリーパスの実施

市外から来苫する滞在者を対象に、市内のコワーキングスペース、レンタカー、観光施設などの優待パスを実施するとともに、利用実態に応じて、施設・店舗等や特典内容を改善・拡充するなど、利用者増加・関係人口化を目指し、その効果を検証すること。

※苫小牧エントリーパスとは、市内の事業者の皆さんの協力のもとコワーキング施設、観光施設、レンタカー、レンタサイクル、市内飲食店

などで使える、市外からの来訪者向けの総合優待割引クーポンです。

(3) 二地域居住の実現に向けた取組

上記（1）～（2）の取組や、これまで本市と関わりのある関係人口に対して、二地域居住の地として本市を選んでいただくための後押しとなる施策を展開すること。

また、「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、総務省が創設し、運用開始が予定されている「ふるさと住民登録制度」について、本市として制度活用を想定していることから、これを踏まえた取組内容とすること。

なお、「ふるさと住民登録制度」の活用にあたり、想定される主な内容としては、登録者に対する各種サポートや担い手活動の企画・立案などが挙げられる。

※ふるさと住民登録制度とは「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みのこと。

(4) セールスプロモーションの実施

本市を二地域居住の地として選んでもらうため、効果的なセールスプロモーションを実施すること。

- ア ニュースリリースの発信
- イ Web プロモーション（広告やインフルエンサー誘致等）
- ウ 参加者と地域をつなぐSNSの活用
- エ 本市ポータルサイトの定期的な更新
- オ その他、効果的であると考えられるもの

(5) ポータルサイト Web コンテンツ作成

苫小牧市公式ホームページにポータルサイトを設けるため、そのコンテンツを作成し、市に納品すること。

- ア ふるさと納税、移住・定住、ワーケーションページへの入口となる、ポータルサイトの作成
- イ イメージは（何してつながる！？苫小牧）をベースに作成
「<https://tomakomai.info>」
また、作成ページより各ページへのリンクを想定
- ウ Web コンテンツは市の公開用サーバにアップロードまたは、委託者により用意したサーバーを利用する
- エ 作成したサイトの定期的な更新
- オ 委託者により用意したサーバーを利用する場合は、委託終了後の継続方法についても提案すること
- カ その他、データ納品形式等は市側と協議すること

(6) 業務実績報告書の提出

業務完了後、(1)～(5)の結果並びに、事業を行った効果や次年度以降の事業展開について分析した結果を報告書にまとめ市に提出すること。

なお、報告書はグラフ等データやイラスト、写真等を盛り込み、わかりやすいものとする。

また、報告書や添付図表等の電子データを電子記憶媒体に記録して納品するものとする。

5 契約について

契約方法及び契約時期等は、以下のとおりとする。

- (1) 契約方法 隨意契約
- (2) 契約締結時期 令和8年4月
- (3) 支払い方法 完了後一括払い

6 成果品の2次利用

成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は、本市が事前に合意した内容を除き、本市に帰属させるものとする。

7 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。